

空き物件活用ビジネス 支援事業費 補助金

改装費・設備等の購入費を
補助します

最大
100万円

※商店街に出店する方
または特定創業支援等
事業を修了した方
最大120万円



写真は実際に補助金を活用した店舗です。

お問い合わせ

下関市南部町21-19
下関市産業振興部
産業振興課 商業係

☎ 083-231-1220
FAX 083-235-0910

必要書類等詳
しくは市の
ホームページ
でご確認くだ
さい。



概要

空き店舗や空き家を賃借、所有又は管理して自ら事業を行おうとする方の店舗改装費や設備等の購入費の一部を補助します。

対象者

次のすべての項目に該当する方

- 小売業、飲食業又はサービス業を行う予定の中小企業者等
- 個人：市内に住所のある方（UJIターン者は転入予定であれば対象）
法人：主たる事務所の所在地が下関市内にある事業者
- 市税の滞納がない者。転入予定者の場合は、居住市区町村の税金の滞納がない者
- 事業に必要とされる許認可を取得している方または取得見込みの方
- 事業内容が法令（条例を含む。）に反しないこと
- 下関市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと
- その他、補助金の交付が適切でないとされる事業に該当しないこと 等

支援内容

店舗の改装等に要した額の2分の1（最大100万円）

商店街に出店する方または特定創業支援等事業を修了した方は
最大120万円

補助対象経費

店舗開設のための改装費、事業に必要な固有の設備・機器の購入費
入居予定店舗内の放置物の移動・撤去、店舗内の清掃費を含む
ただし、什器類の購入費は対象外

事業の流れ



審査会 第1回 令和7年5月30日（金）書類提出期限 令和7年5月16日（金）17時必着
第2回 令和7年8月8日（金）予定書類提出期限 令和7年7月25日（金）17時必着

留意事項

- 新築物件、3親等以内の親族の所有物件、法人が対象者で役員が所有する物件、対象者が役員である法人の物件は対象外です。
- 市内移転、フランチャイズ事業、風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律第2条第5項から同条第10項までの対象となる営業は対象外です。
- 応募者多数の場合は書類による一次審査を実施します。
- 審査会に参加された方全員が補助を受けられるものではありません。